

分譲区画に係る留意事項説明書

令和6（2024）年11月

1. 分譲区画一覧

区画	分譲面積		特記事項
	m ²	坪	
No. 1	16,868.23	5,102.65	分譲済：株式会社ミスズライフ
No. 2	11,389.42	3,445.30	分譲済：ニチレキ株式会社
No. 3	12,258.87	3,708.31	分譲済：有限会社海南設備工業
No. 4	14,456.20	4,373.01	分譲済：日本エヤークラフトサプライ株式会社 ・宅地造成時使用の沈砂樹（幅約40m）部分を、造成発生土で約6m盛土しております。（P4の図参照）
No. 5	11,157.19	3,375.06	分譲済：エフティーエス株式会社
No. 6	11,039.97	3,339.60	分譲済：ユニオン合成株式会社
No. 7	11,489.32	3,475.52	分譲済：モリ文具企画株式会社
No. 8	21,048.07	6,367.05	・敷地内西側に防火水槽（貯水量40m ³ 、外蓋2つ）及び防火水槽標識を設置しています。（P2の図参照） ・宅地造成時使用の沈砂樹（幅約30m）部分を、造成発生土で約4m盛土しております。（P4の図参照）

※ 坪 3.30578 m² で計算

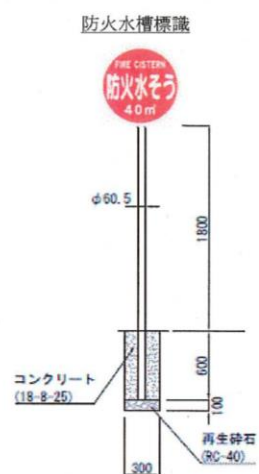
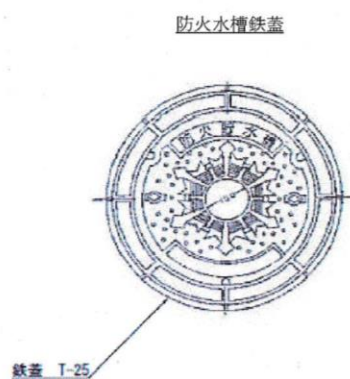
【防火水槽設置について】

- ・火災発生時の消火水利確保のため、所轄消防署の指導により、区画道路に消火栓を、区画No.1 及び区画No.8 の区画に防火水槽を1基ずつ設置します。
- ・区画No.1 及びNo.8 については、土地引渡しと併せて防火水槽及び防火水槽標識も引渡しさせていただきます。
- ・引渡し後の防火水槽は企業様の償却資産となりますので、維持管理についてもお願いします。
- ・所轄消防署より防火水槽の維持管理についての注意事項は次のとおりです。
 - ・防火水槽上には建築物や工作物は建設することができません。
 - ・火災発生時、消防車両が防火水槽の間近で取水するため敷地内に立ち入る場合がありますので、進入できないよう建物等でふさがないようにお願いします。
 - ・防火水槽上部を駐車場として利用する場合には、火災発生時に消火の支障とならないように防火水槽が利用できる対策を講ずるようお願いします。

【防火水槽設置位置図】



【防火水槽マンホール・防火水槽標識形状】



【雨水排水用仮設配管等について】

- ・各区画には、企業様が立地されるまでの間、大型台風等に起因する大雨から区画を保全するため、以下のとおり雨水排水用仮設配管及び防災小堤を設置しています。

○雨水排水用仮設配管

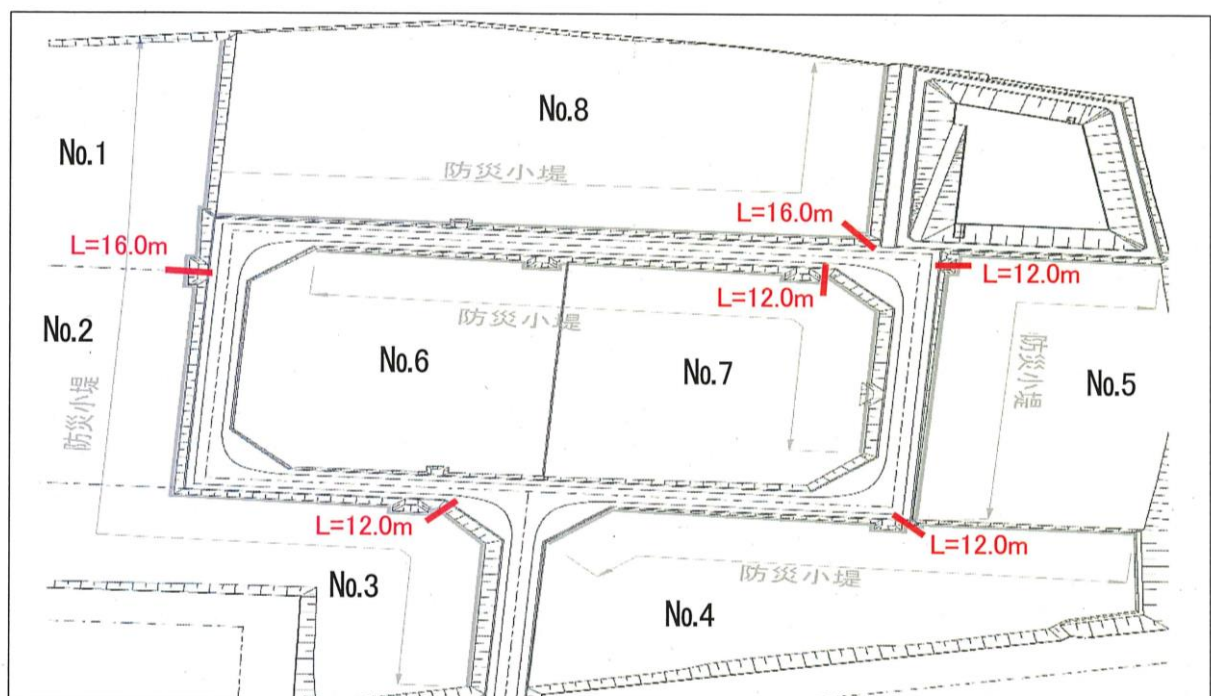
- ・構 造：ポリエチレン管（ $\phi 200\text{ mm}$ ） $L=12.0\text{ m}$ 又は 16.0 m
雨水集水用ビニールシート及び土嚢
- ・設置位置：区画No.1 及び 2、区画No.3、区画No.4、区画No.5、区画No.7、区画No.8
- ・設 置 数：6箇所

○防災小堤（区画の法肩部） $H=500\text{ mm}$

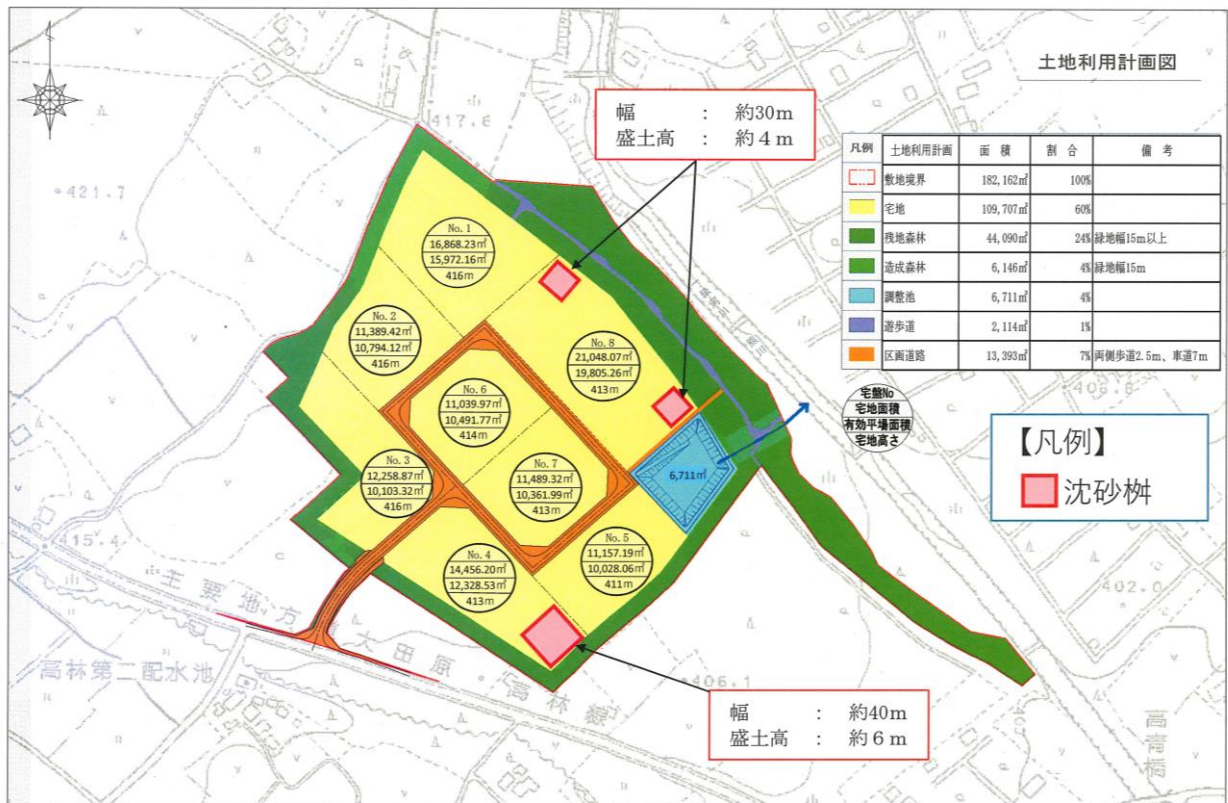
- ・仮設配管と防災小堤については、土地の引渡しと併せて現状のまま引渡しさせていただきますので、企業様による区画内の造成工事の際に撤去等をお願いいたします。
- ・なお、区画No.1 及びNo.2 については、仮設配管を両区画の境界に設置しているため、先行して土地引渡しを予定している区画No.2 の雨水排水管接続の際に、仮設配管を市で区画No.1 側へ移設させていただきます。

※その後、区画No.1 への立地企業様へ、土地引渡しと併せて現状のまま引渡しさせていただきます。

【雨水排水用仮設配管等位置図】



【沈砂埭埋戻し位置図】



2. 分譲区画・区画道路等の計画について

形 状

土地利用計画図

凡例	土地利用計画	面積	割合	備考
宅地境界	182,162㎡	100%		
宅地	109,707㎡	60%		
宅地森林	44,090㎡	25%	緑地率15%以上	
造成森林	6,146㎡	4%	緑地率15%	
調整池	6,711㎡	4%		
遊歩道	2,114㎡	1%		
区画道路	13,393㎡	7%	両側歩道2.5m、車道7m	

宅地境界
宅地
宅地森林
造成森林
調整池
遊歩道
区画道路

管理用道路

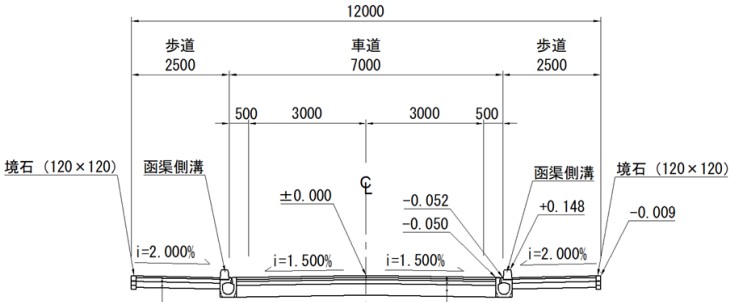
区画道路

道 路

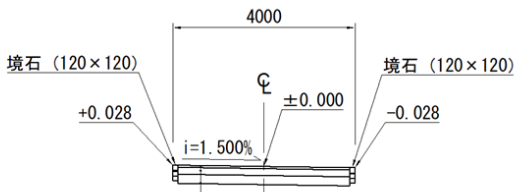
以下のとおり

名 称	幅 員	規 格	道路管理者
＜区画道路＞ 市道那須高林産業団地線 （建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号道路）	12m	車道 W= 7.0 m 歩道 W= 2.5 m （両側歩道） ※P6 断面図参照	那須塩原市建設部 保全管理課管理係 0287-62-7164
＜管理用道路＞ 建築基準法の道路には該当しない。	4m	通路幅 W=4.0 m 区画No.8 南東側接道道路 ※P6 断面図参照	那須塩原市産業観光部 商工振興課工業係 0287-62-7130
区画毎の高さ（標高）	No.1	416m	
	No.2	416m	
	No.3	416m	
	No.4	413m	
	No.5	411m	
	No.6	414m	
	No.7	413m	
	No.8	413m	
区域内道路と区画毎の高低差 （最低高～最高高を表示） ※P6 高低差平面図 参照	No.1	1.7m～2.1m	
	No.2	1.5m～1.6m	
	No.3	1.5m～2.8m	
	No.4	0.1m～1.2m	
	No.5	0.2m～0.9m	
	No.6	0.3m～1.2m	
	No.7	0.9m～2.2m	
	No.8	0.3m～1.2m	

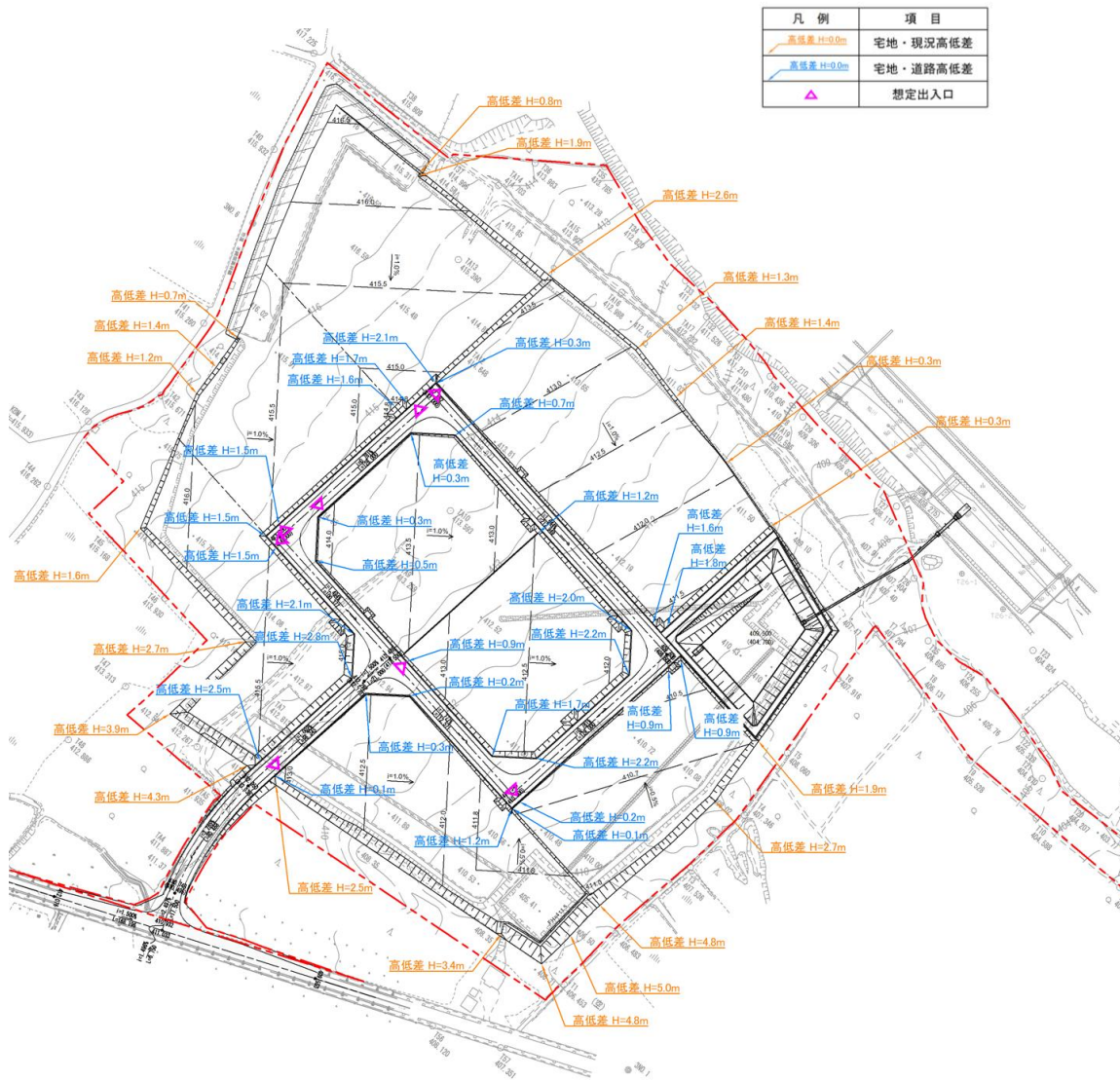
【区画道路断面図】



【管理用道路断面図】



【高低差平面図】



3. 都市計画法・建築基準法等法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

都市計画法 那須塩原市建設部 都市計画課 都市計画係 0287-62-7159 都市計画課 開発指導係 0287-62-7048	都市計画区域	非線引き都市計画区域
	用途地域	無指定
	地区計画	なし
	開発許可に係る建築可能建物の用途	事務所、工場、倉庫、店舗、寄宿舍 ※上記用途以外の建物を建築される場合には、別途、市建設部都市計画課へ「予定建築物等以外の建築等変更許可申請」が必要となります。 ※建築のご計画がある場合には事前に市建設部都市計画課開発指導係へご相談願います。
建築基準法 那須塩原市建設部 建築指導課 指導係 0287-62-7169	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	その他制限	建築基準法準拠

(2) (1) 以外の法令に基づく制限

工場立地法 那須塩原市産業観光部 商工振興課 工業係 0287-62-7130	・製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業所であって、その規模が敷地面積 9,000 m²以上又は生産施設 3,000 m²以上に該当する場合、市産業観光部商工振興課へ届出が必要となります。 (工場又は事業場の設置工事開始の 90 日前まで) ・上記届出は必要ですが、特例工業団地適用となっているため、敷地内に同法に基づく緑地等の確保は不要です。
騒音・振動規制法 那須塩原市環境戦略部 ネイチャーポジティブ課 環境衛生係 0287-62-7142	・騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を設置する場合、市環境戦略部ネイチャーポジティブ課へ届出が必要となります。 (特定施設設置工事開始の 30 日前まで) ・事前に市環境戦略部ネイチャーポジティブ課へご相談ください。 【特定工場に係る騒音規制基準】(栃木県生活環境の保全等に関する条例) 朝 (AM6:00～AM8:00) 60 デシベル 昼間 (AM8:00～PM6:00) 65 デシベル 夕 (PM6:00～PM10:00) 60 デシベル 夜間 (PM10:00～AM6:00) 50 デシベル 【特定工場に係る振動規制基準】(栃木県生活環境の保全等に関する条例) 昼間 (AM8:00～PM8:00) 65 デシベル 夜間 (PM8:00～AM8:00) 60 デシベル
那須塩原市屋外広告物条例 那須塩原市建設部 都市計画課 都市計画係 0287-62-7159	・市内全域が条例対象（屋外広告物規制）区域となっております。 ・屋外広告物の掲出にあたっては色彩等の制限があり、掲出前に市の許可が必要な場合もございますので、建物や敷地内に屋外広告物を掲出するご計画がある場合は、事前に市建設部都市計画課へご相談ください。

那須塩原市景観条例 那須塩原市建設部 都市計画課 都市計画係 0287-62-7159	・市内全域が条例対象（景観計画）区域となっております。 ・建物の高さが 13mを超える場合又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるものを建築される場合には、市建設部都市計画課へ届出が必要です。（行為着手の 30 日前まで） ※煙突等の工作物についても届出基準がございます。 ※届出前に建築計画等について事前相談をされることをお勧めします。 ・主要地方道大田原 高林線の沿道 50mの範囲は景観形成重点地区に位置づけられております。 ・区画No.4 の南角の幅 1～3m部分は、景観形成重点地区が一部かかっております。 ・その他の区画（No.1. 2. 3. 5. 6. 7. 8）はすべて景観形成重点地区外です。
土壌汚染対策法 栃木県県北環境森林事務所 環境対策課 0287-22-2277	・土地の掘削工事など 3,000 ㎡以上の形質変更を行う場合には、栃木県県北環境森林事務所へ届出が必要です。（工事着手の 30 日前まで） ・届出不要となるケースもあるので、具体的な造成計画ができましたら、栃木県県北環境森林事務所へ事前相談されることをお勧めします。

4. その他の土地の管理、施設の建設についての事項

境界について	・造成工事完了後の測量により道路及び隣地との境界点には、境界標を設置します。隣地境界に塀や柵等を設置しようとする際には、設置位置等について、隣地所有者と十分協議して、後日争いが生じないようにして下さい。
管理責任について	・本区画の引き渡し後の管理は企業様の責任で行っていただきます。従って、境界標、柵等の破損、紛失等について市は対応いたしかねますのでご了承ください。 ・周辺の方の迷惑にならないよう、適宜除草を行って下さい。特に除草されないまま草が枯れた状態になりますと、火災等の発生が予想され大変危険です。 ・区画の法面部は崩落防止のため植生シート（短草）を設置しており、お引き渡し後の法面部管理は企業様となります。
基礎工事について	・建物等の基礎工事の設計にあたっては、地盤や地質等を十分調査し、建築物に必要な地耐力を確保した適切な基礎工事を行ってください。 ・立地決定後であれば、事前にボーリング調査を実施いただくことも可能です。
乗入れ口について	・区画No.8 の北側に 1 2 mの乗入れ口を設置しております。現況の状態での引渡しとなります。
フェンスについて	・区画No.8 の 3 方向（No.1 区画の隣接以外）にメッシュフェンスを敷設しております。現況の状態での引渡しとなります。
砂利敷について	・区画No.8 に砂利を約 1 0 c mの厚さで敷設しております。現況の状態での引渡しとなります。

5. 私道負担に関する事項

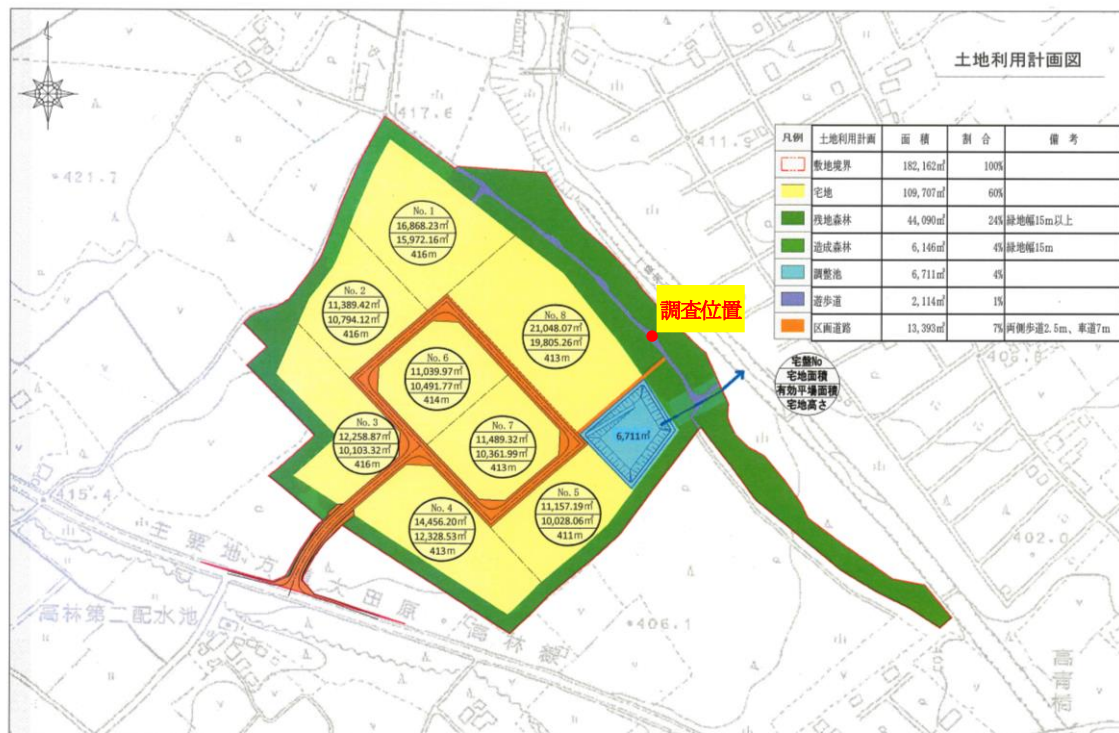
負 担	無し
-----	----

6. 上水等の施設・設備等の概要

施設・設備	施設整備状況																																	
那須塩原市 上水道	・区画道路内に口径φ150 の水道管を敷設いたします。 ・水道管から区画及び建物等への給水管敷設は、企業様ご負担で工事していただきご使用ください。 ・事前に那須塩原市管理課と協議をお願いいたします。 ＜那須塩原市上下水道部管理課給排水係＞ 0287-37-5213 ・8 区画全体で上水 100 m³/日の供給が可能です。 ・区画面積按分による区画毎の給水許容量は以下のとおりです。 （生活用水程度の使用量となります。） 区画毎 上水給水許容量 <table><tr><th>区画No.</th><th>区画面積（m²）</th><th>上水給水許容量（m³/日）</th><th>備考</th></tr><tr><td>①</td><td>16,791</td><td>15</td><td rowspan="8">8区画全体計画給水量 ＝100m³/日</td></tr><tr><td>②</td><td>11,370</td><td>10</td></tr><tr><td>③</td><td>12,257</td><td>11</td></tr><tr><td>④</td><td>14,486</td><td>13</td></tr><tr><td>⑤</td><td>11,169</td><td>10</td></tr><tr><td>⑥</td><td>11,045</td><td>10</td></tr><tr><td>⑦</td><td>11,504</td><td>10</td></tr><tr><td>⑧</td><td>20,993</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>98</td><td></td></tr></table>	区画No.	区画面積（m ² ）	上水給水許容量（m ³ /日）	備考	①	16,791	15	8区画全体計画給水量 ＝100m ³ /日	②	11,370	10	③	12,257	11	④	14,486	13	⑤	11,169	10	⑥	11,045	10	⑦	11,504	10	⑧	20,993	19	計		98	
	区画No.	区画面積（m ² ）	上水給水許容量（m ³ /日）	備考																														
①	16,791	15	8区画全体計画給水量 ＝100m ³ /日																															
②	11,370	10																																
③	12,257	11																																
④	14,486	13																																
⑤	11,169	10																																
⑥	11,045	10																																
⑦	11,504	10																																
⑧	20,993	19																																
計		98																																
地下水	・取水は可能です。 （計画地内の揚水調査結果はP10～12 のとおりです。） ・地盤沈下防止の観点から、吐出口断面積が 45 cm²を超える揚水施設を設置して地下水を採取する場合には、「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、市環境戦略部ネイチャーポジティブ課へ届出が必要です。（設置工事の 30 日前まで） ＜那須塩原市環境戦略部ネイチャーポジティブ課環境衛生係＞ 0287-62-7142																																	

【揚水調査結果】

＜調査位置＞（計画地内の一か所で取水量及び水質調査を実施）



＜調査仕様＞

掘削井戸	口径：φ237mm 深さ：101m
揚水試験	- 予備揚水試験 - 段階揚水試験（90分×5段階） - 定量連続揚水試験（27時間） - 水位回復試験（9時間）
水質試験	厚生労働省が定める水道法第4条に基づく水質基準51項目

＜調査結果＞

適正揚水量	353 リットル/分（約500トン/日）
自然水位	地下48.75m
水温	11.3℃
水質	水道法第4条に基づく水質基準51項目に全適合（P11.12「水質検査報告書」参照）

＜備考＞

- 調査位置では地下48.75mで取水可能ですが、安定的に適正揚水量（353リットル/分）を確保するためには70mから95m程度の深さの井戸が必要と思われます。
- 自然水位未満の浅井戸でも地下水を取水できる可能性はありますが、付近で井戸を使用している住宅の井戸に影響を与える恐れがあります。

水 質 検 査 報 告 書

第 E2000250-001 号
交付 2020年 4月 23日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

水道法第20条登録機関（登録番号 第158号）
〒325-0103 栃木県那須塩原市青木22番地152
株式会社 那須環境技術センター
代表取締役 福田 篤志

試料名称	試験用井戸水		
採取地点	那須塩原市高林地内 試験用井戸		
採取日時	2020年 4月 15日	11時 28分	採取者 (株)那須環境技術センター
受付年月日	2020年 4月 15日	分析期間	2020年 4月15日 ～ 2020年 4月23日
天 候	当日 晴	水 温	11.3 ℃
(注) 収集及び持ち込み試料の場合、上記内容は依頼者の申し出により記入しました。			

ご依頼の試料について検査の結果を下記の通り報告致します。

検 査 項 目	検 査 結 果	判定	単 位	水 質 基 準	別表番号
一般細菌	0		個/mL	100個/mL以下であること	別表第1
大腸菌	不検出			検出されないこと	別表第2
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満		mg/L	0.003mg/L以下であること	別表第6
水銀及びその化合物	0.00005 未満		mg/L	0.0005mg/L以下であること	別表第7
セレン及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
鉛及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
ヒ素及びその化合物	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第6
六価クロム化合物	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第6
亜硝酸態窒素	0.004 未満		mg/L	0.04mg/L以下であること	別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 未満		mg/L	10mg/L以下であること	別表第13
フッ素及びその化合物	0.08 未満		mg/L	0.8mg/L以下であること	別表第13
ホウ素及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第5
四塩化炭素	0.0002 未満		mg/L	0.002mg/L以下であること	別表第15
1,4-ジオキサン	0.005 未満		mg/L	0.05mg/L以下であること	別表第15
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満		mg/L	0.04mg/L以下であること	別表第15
ジクロロメタン	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第15
テトラクロロエチレン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15

備 考 検査項目の結果は、水質基準に適合します。

*この報告書の完全な複製を除き、当社の許可なく一部のみを複製し使用することを禁止します。

試験方法： 厚生労働省告示第261号 水道法第4条に掲げる要件に係る事項についての検査方法 上記別表番号による

水質検査部門管理者： 部長 高根澤 和之

<水質検査報告書 2/2>



第 E2000250-001 号

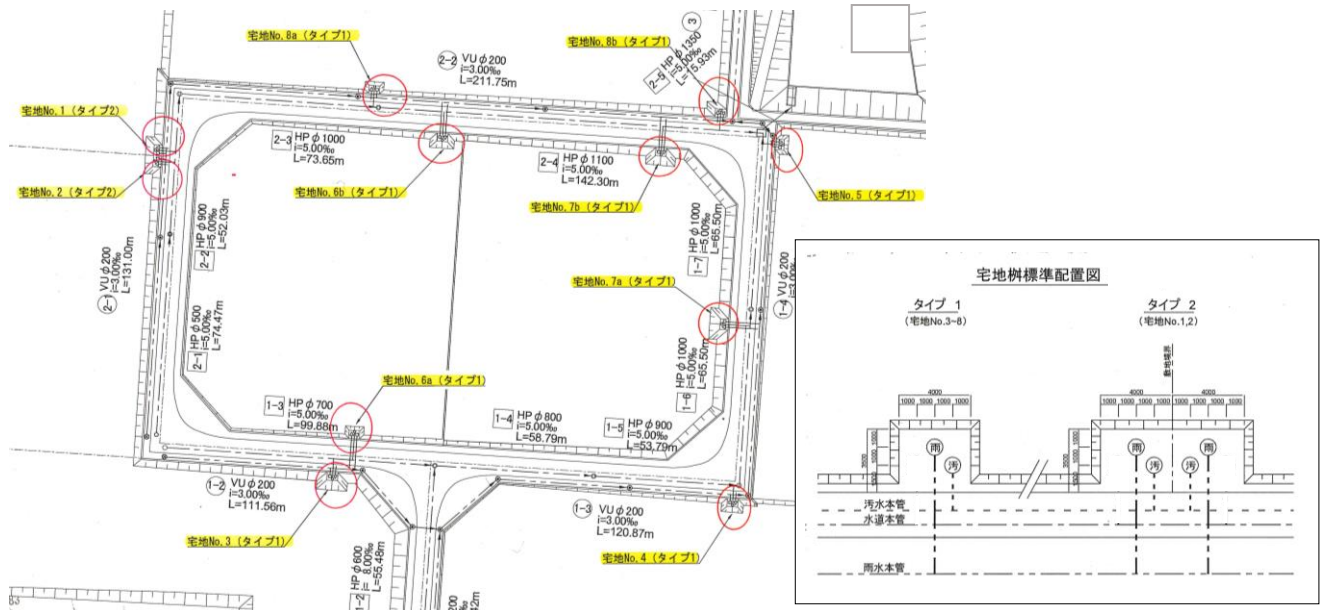
検 査 項 目	検 査 結 果	判定	単 位	水 質 基 準	別表番号
トリクロロエチレン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15
ベンゼン	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第15
塩素酸	0.06 未満		mg/L	0.6mg/L以下であること	別表第13
クロロ酢酸	0.002 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第17
クロロホルム	0.001 未満		mg/L	0.06mg/L以下であること	別表第15
ジクロロ酢酸	0.003 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第17
ジブロモクロロメタン	0.001 未満		mg/L	0.1mg/L以下であること	別表第15
臭素酸	0.001 未満		mg/L	0.01mg/L以下であること	別表第18
総トリハロメタン	0.004 未満		mg/L	0.1mg/L以下であること	別表第15
トリクロロ酢酸	0.003 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第17
ブロモジクロロメタン	0.001 未満		mg/L	0.03mg/L以下であること	別表第15
ブロモホルム	0.001 未満		mg/L	0.09mg/L以下であること	別表第15
ホルムアルデヒド	0.008 未満		mg/L	0.08mg/L以下であること	別表第19
亜鉛及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第6
アルミニウム及びその化合物	0.02 未満		mg/L	0.2mg/L以下であること	別表第5
鉄及びその化合物	0.03 未満		mg/L	0.3mg/L以下であること	別表第5
銅及びその化合物	0.10 未満		mg/L	1.0mg/L以下であること	別表第6
ナトリウム及びその化合物	8.2		mg/L	200mg/L以下であること	別表第5
マンガン及びその化合物	0.005 未満		mg/L	0.05mg/L以下であること	別表第5
塩化物イオン	2.8		mg/L	200mg/L以下であること	別表第13
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	52		mg/L	300mg/L以下であること	別表第22
蒸発残留物	100		mg/L	500mg/L以下であること	別表第23
陰イオン界面活性剤	0.02 未満		mg/L	0.2mg/L以下であること	別表第24
ジェオスミン	0.000001未満		mg/L	0.00001mg/L以下であること	別表第25
2-メチルイソボルネオール(2-MIB)	0.000001未満		mg/L	0.00001mg/L以下であること	別表第25
非イオン界面活性剤	0.005 未満		mg/L	0.02mg/L以下であること	別表第28
フェノール類	0.0005 未満		mg/L	0.005mg/L以下であること	別表第29
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満		mg/L	3mg/L以下であること	別表第30
pH値	7.1 (22℃)			5.8以上8.6以下であること	別表第31
味	異常なし			異常でないこと	別表第33
臭気	異常なし			異常でないこと	別表第34
色度	0.5 未満		度	5度以下であること	別表第36
濁度	0.3		度	2度以下であること	別表第41
	以下余白				

7. 排水の施設・設備及び管理区分の概要

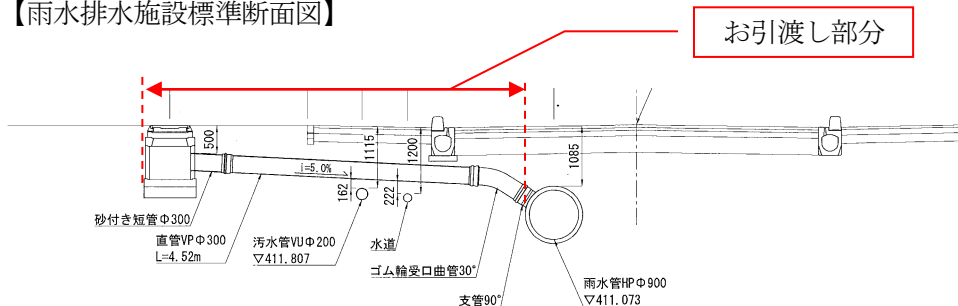
施設・設備	施設整備状況																																													
雨水排水	- 区画内で集水し、区画内の雨水桝に接続してください。雨水桝から排水接続管を介して区画道路の地下に埋設する雨水専用排水管に接続されます。 桝、接続管及び区画道路内の雨水専用排水管は、市が造成工事の際に設置いたします。 - 所有区画内の雨水を隣接地へ流さない若しくは流れ出ないよう十分注意してください。																																													
工業排水及び生活排水	- 企業様ご負担で敷地内に浄化槽を設置していただきます。 - 浄化した処理水は、区画内の汚水桝に接続してください。汚水桝から排水接続管を介して区画道路の地下に埋設する汚水専用排水管に接続され、河川（一級河川 熊川）へ放流します。 桝、接続管及び区画道路内の汚水専用排水管は、市が造成工事の際に設置いたします。 - 浄化槽を設置する場合には、届出等が必要となるケースもございますので、事前に市上下水道部管理課へお問合せください。 ＜那須塩原市上下水道部管理課給排水係＞ 0287-37-5213 - 処理水の浄化レベルは水質汚濁防止法の排水基準である「環境省の一律基準」としております。 - 仮に水質汚濁防止法で規制する特定施設でない場合でも同基準を満たしていただきます。 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」で規制する特定施設に該当する場合には、同条例に基づく排水基準を満たす必要があります。 - 水質汚濁防止法及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定施設を設置する場合には、栃木県北環境森林事務所へ届け出が必要です。（設置工事着手の 60 日前まで） 8 区画全体の計画汚水排水量 390 m³/日です。1 秒間の流下能力を「0.020 m³/sec」としております。 - 区画面積按分による区画毎の汚水排水許容量は以下のとおりです。 - 以下の流下能力を超える場合には、企業様ご負担で区画内に流量調整設備を設置していただき、汚水専用排水管へ排水してください。 区画毎 汚水排水許容量 <table><tr><th rowspan="2">区画No.</th><th rowspan="2">区画面積（m²）</th><th colspan="2">汚水排水</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>流下能力（m³/sec）</th><th>日量（m³/日）</th></tr><tr><td>①</td><td>16,791</td><td>0.0022</td><td>59.7</td><td rowspan="8">8区画全体の計画汚水量＝390m³/日 一定時間に流下能力を超える大量の汚水を排出すると溢れる可能性があります。</td></tr><tr><td>②</td><td>11,370</td><td>0.0015</td><td>40.5</td></tr><tr><td>③</td><td>12,257</td><td>0.0016</td><td>43.6</td></tr><tr><td>④</td><td>14,486</td><td>0.0019</td><td>51.5</td></tr><tr><td>⑤</td><td>11,169</td><td>0.0015</td><td>39.7</td></tr><tr><td>⑥</td><td>11,045</td><td>0.0015</td><td>40.9</td></tr><tr><td>⑦</td><td>11,504</td><td>0.0014</td><td>39.3</td></tr><tr><td>⑧</td><td>20,993</td><td>0.0027</td><td>74.7</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td></td><td>389.9</td><td></td></tr></table>	区画No.	区画面積（m ² ）	汚水排水		備考	流下能力（m ³ /sec）	日量（m ³ /日）	①	16,791	0.0022	59.7	8区画全体の計画汚水量＝390m ³ /日 一定時間に流下能力を超える大量の汚水を排出すると溢れる可能性があります。	②	11,370	0.0015	40.5	③	12,257	0.0016	43.6	④	14,486	0.0019	51.5	⑤	11,169	0.0015	39.7	⑥	11,045	0.0015	40.9	⑦	11,504	0.0014	39.3	⑧	20,993	0.0027	74.7	計			389.9	
区画No.	区画面積（m ² ）			汚水排水			備考																																							
		流下能力（m ³ /sec）	日量（m ³ /日）																																											
①	16,791	0.0022	59.7	8区画全体の計画汚水量＝390m ³ /日 一定時間に流下能力を超える大量の汚水を排出すると溢れる可能性があります。																																										
②	11,370	0.0015	40.5																																											
③	12,257	0.0016	43.6																																											
④	14,486	0.0019	51.5																																											
⑤	11,169	0.0015	39.7																																											
⑥	11,045	0.0015	40.9																																											
⑦	11,504	0.0014	39.3																																											
⑧	20,993	0.0027	74.7																																											
計			389.9																																											

排水施設管理区分	- 雨水及び汚水排水とも、接続管及び区画内の枺までをお引渡しさせていただきます。 - 区画No.6 及びNo.7 については、雨水の流下勾配計算の関係から、接続管及び区画内の枺の接続箇所が区画内に2箇所ございます。 【区画内枺・接続管設置位置図】、【雨水排水施設標準断面図】、【汚水排水施設標準断面図】 - 接続管のうち区画道路内の部分については、市建設部保全管理課へ占用許可等の申請が必要となります。 ＜那須塩原市建設部保全管理課管理係＞ 0287-62-7164
----------	--

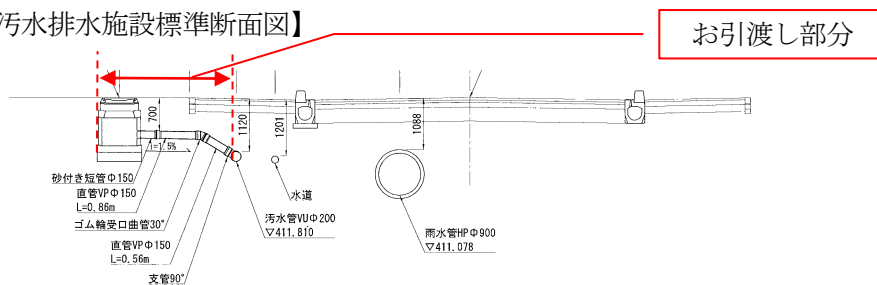
【区画内枺・接続管設置位置図】



【雨水排水施設標準断面図】



【汚水排水施設標準断面図】



＜注＞標準断面のため区画内の枺位置と排水管の距離により、枺から接続管の長さは区画毎で変わります。

8. 代金に関する事項

代金の支払い方法	市が指定する日までに一括での支払い
----------	-------------------

9. その他の費用負担

公租公課の負担	市より区画の所有権移転をした年の翌年以降は企業様ご負担となります。
登記費用の負担	所有権移転登記に要する登録免許税は企業様ご負担となります。
印紙税の負担	市の作成する契約書 1 通は印紙税法第 5 条第 2 号により免除されています。 残る 1 通分は、企業様ご負担となります。

10. 契約の解除及び違約金に関する事項

契約の解除及び違約金	土地売買仮契約の内容に違反する場合など、市が必要と認めたときは、契約を解除する場合があります。契約が解除された場合、違約金を徴する場合があります。 (那須高林産業団地募集要項 7 (2) ⑤)
------------	--

11. 土地売買仮契約等の条件

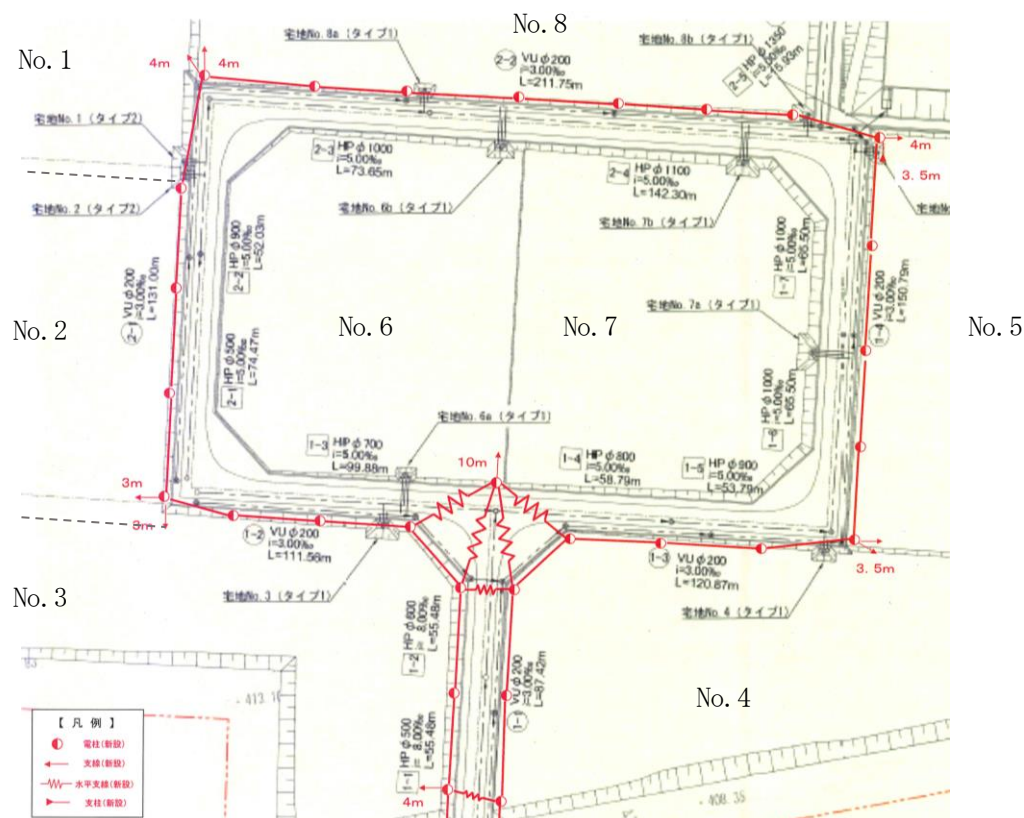
操業開始	所有権移転の日から原則 5 年以内 (那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 1 号)
申込書上の事業以外の目的 使用の不可	所有権移転の日から 10 年間 (那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 2 号)
市の承認を要する行為	他への所有権移転及び権利設定を行う場合、所有権移転の日から 10 年間 (那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 3 号)
買戻特約等条件の履行	- 所有権移転の日から 10 年間を期間とする買戻しの特約を付すこと。 (那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 4 号) - 分譲要綱第 5 条第 3 項又は第 6 条第 3 項の規定により付した条件。 (那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 5 号)
公害防止	公害を未然に防止する措置を積極的に行うこと。 (那須塩原市那須高林産業団地分譲要綱第 10 条第 1 項第 6 号)

12. その他事項

地盤について	団地全体的にN値 50 の地層はあり支持地盤は確保できる場所ではありますが、建築規模や用途によっては「杭基礎」や「地盤改良工事」の検討が必要となります。
地中内碎石について	- 本用地は「国道 400 号塩原バイパスのトンネル工事」時に岩盤を破碎した際の碎石が盛土されております。 - そのため、地中に直径 350 mm～700 mm程度の碎石が点在している可能性がございます。
乗入れ口について	- 造成時点では区画道路から各区画への乗入れ口整備はいたしませんので、乗入れ口整備は企業様ご負担でお願いいたします。 - なお、乗入れ口整備に係る区画道路の工事につきましては、工事施工前に必ず市保全管理課へ事前相談してください。 ＜那須塩原市建設部保全管理課管理係＞ 0287-62-7164

区画内の電柱について	・操業時点で安定した電力供給をさせていただくため、区画道路沿線の区画内に30m間隔で電柱を建柱しています。 ※電柱の一部には、接地極が設置されています。 ・電柱の設置位置は、下記「電柱設置位置図」をご覧ください。 ・なお、企業様の乗入れ口配置計画に、電柱位置が支障となる場合には、「同一敷地内」での電柱移設は可能でございますが、事前に東京電力との協議が必要となります。 ＜東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社＞ 028-305-8192 ・宅地内に電柱が設置された状態での分譲となりますので、用地お引渡し後、東京電力と電柱部分用地の賃貸借契約となります。
-------------------	---

【電柱設置位置図】



排水に係る漁業協同組合との協議について	・河川放流先である一級河川 熊川は流末の一級河川 那珂川の漁業権区域となっております。 ・各立地企業様の污水处理等の計画について、漁業権所管先である那珂川北部漁業協同組合との事前の協議が必要です。 (注) 那須高林産業団地全体としての処理後の汚水の河川(熊川)放流計画については、団地造成前に同組合から書面による同意を得ております。 ・問合せ先 ＜那珂川北部漁業協同組合＞ 〒324-0245 栃木県大田原市松木沢 1033 TEL0287-54-0002
----------------------------	---